



2020年1月8日

各位

会社名 東芝プラントシステム株式会社
代表者名 取締役社長 原園 浩一
(コード番号 1983 東証第一部)
問合せ先 業務部長 田邊 賢吾
電話番号 (TEL. 045-500-7012)

**株式会社東芝による当社普通株式に係る
株式売渡請求を行うことへの決定、当該株式売渡請求に係る承認
及び当社普通株式の上場廃止に関するお知らせ**

2019年12月26日付「支配株主である株式会社東芝による当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社東芝（以下「東芝」又は「特別支配株主」といいます。）は、2019年11月14日から同年12月25日まで、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、2020年1月7日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式92,815,097株（当社の総株主の議決権に対する東芝が所有する当社普通株式の議決権の割合（以下「所有割合」（注）といいます。）にして95.28%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有するに至り、当社の特別支配株主となっております。

（注）「所有割合」とは、当社が2019年11月6日に提出した第114期第2四半期報告書（以下「当社第2四半期報告書」といいます。）に記載された2019年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数（97,656,888株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（245,129株。当社が所有する単元未満株式29株を含みます。以下同じです。）を控除した株式数（97,411,759株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、他の取扱いを定めない限り同じです。）。以下同じとします。

東芝は、2019年11月13日付で当社が公表した「支配株主である株式会社東芝による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、東芝が、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったものの、本公開買付けにより当社普通株式の全て（但し、東芝が所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかったため、当社普通株式の全て（但し、東芝が所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより当社を東芝の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（当社及び東芝を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を東芝に売り渡すことへの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを決定したとのことです。

当社は、本日付で東芝より本株式売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の取締役会において本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2020年1月26日まで整理銘柄に指定された後、2020年1月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、

当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	株式会社東芝	
(2) 所 在 地	東京都港区芝浦一丁目1番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役会長 CEO 車谷 暢昭	
(4) 事 業 内 容	エネルギーシステムソリューション、インフラシステムソリューション、ビルソリューション、リテール&プリンティングソリューション、デバイス&ストレージソリューション、デジタルソリューション及びその他の事業	
(5) 資 本 金	200,175百万円(2019年9月30日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	1904年6月25日	
(7) 大株主及び 持株比率 (2019年9月30日現在)	GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	9.47%
	SMP PARTNERS (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF ECM MASTER FUND(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	6.81%
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	4.33%
	CHINOOK HOLDINGS LTD (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3.74%
	KING STREET CAPITAL MASTER FUND, LTD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2.88%
	第一生命保険株式会社	2.45%
	日本生命保険相互会社	2.35%
	3D OPPORTUNITY MASTER FUND(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	2.29%
	東芝持株会	2.06%
KSS TRADING I LTD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2.04%	
(8) 当社と東芝の関係		
資 本 関 係	東芝は、本日現在、当社普通株式92,815,097株(所有割合:95.28%)を所有し、当社を連結子会社としています。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	東芝及びその連結子会社337社(2019年9月30日現在)(以下「東芝グループ」といいます。)から工事の設計及び施工、現地試験・調整、保守・点検等を請け負うとともに、東芝グループより工事に関連する一部資材の購入等をしております。	
関連当事者への 該 当 状 況	東芝は当社の親会社であり、東芝と当社は相互に関連当事者に該当します。	

(2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2020年1月8日（水曜日）
当社の取締役会決議日	2020年1月8日（水曜日）
売 買 最 終 日	2020年1月24日（金曜日）
上 場 廃 止 日	2020年1月27日（月曜日）
取 得 日	2020年1月29日（水曜日）

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、2,670円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、東芝より、2020年1月8日付で、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号・第3号）
東芝は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき2,670円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（会社法第179条の2第1項第5号）（「取得日」）
2020年1月29日

(5) 株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）
東芝は、株式売渡対価を、東芝が保有する現預金によって支払いを行うことを予定しております。東芝は、公開買付届出書の添付書類として2019年11月12日時点の東芝の預金残高証明書を提出しており、また、同日以降、株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識しておりません。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）
株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付いたします。なお、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（株式売渡対価の交付について東芝が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、当該本売渡株主に対する株式売渡対価の支払いを実施いたします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2019年11月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの背景」に記載のとおり、2019年9月上旬の東芝の提案を受け、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件の公正性を担保すべく、本取引に関して東芝及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任しました。また、当社は、特別委員会を設置して本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保しつつ、東芝との間で、本取引の意義及び目的、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果、本取引の結果として生じる可能性があるディスシナジー及びその対応策、本取引後の経営体制・事業方針、本取引における諸条件等について、複数回に亘る協議・交渉を重ねて参りました。

また、本公開買付け価格について、当社は、2019年9月上旬以降、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を受け、また、ファイナンシャル・アドバイザーとしての大和証券から価格交渉等に関する助言及び支援を受けつつ、東芝との交渉を開始し、東芝との間で複数回に亘り協議・交渉を行いました。さらに、当社は、東芝との間の本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき特別委員会に適時に報告し、また、特別委員会との間で随時方針等を協議しつつ東芝との協議・交渉を進めました。当社は、2019年11月12日付で大和証券より当社普通株式に係る株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）を取得し、また、特別委員会から同日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております。本答申書の概要については、本意見表明プレスリリースの「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

その上で、当社取締役会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言及び第三者算定機関である大和証券から取得した当社算定書の内容を踏まえつつ、特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、本取引により東芝の完全子会社となって東芝グループとのより強固な連携を実現することは、重複事業の効率化やコストシナジーによる収益改善に寄与するだけでなく、これまで機能分担していたことで限界のあった東芝グループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とし、環境変化に柔軟に対応できる体制となるため、今後の当社及び連結子会社 12 社（以下「当社グループ」といいます。）の発展及び企業価値のさらなる向上に資するものであるとの結論に至りました。

また、(i) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、大和証券による当社普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果の範囲内にあること、(ii) 本公開買付価格が、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2019 年 11 月 12 日の当社普通株式の終値 2,457 円に対して 8.67%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去 1 ヶ月間（2019 年 10 月 15 日から同年 11 月 12 日まで）の終値の単純平均値 2,101 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して 27.08%、同日までの過去 3 ヶ月間（2019 年 8 月 13 日から同年 11 月 12 日まで）の終値の単純平均値 1,886 円に対して 41.57%、同日までの過去 6 ヶ月間（2019 年 5 月 13 日から同年 11 月 12 日まで）の終値の単純平均値 1,928 円に対して 38.49%のプレミアムがそれぞれ加算されており、本取引に関する一部報道機関による憶測報道等が 2019 年 11 月 11 日になされたことによる株価への影響を排除するため、当該憶測報道等の影響を受けていない直近の営業日である 2019 年 11 月 11 日の当社普通株式の終値 2,103 円に対して 26.96%、同日までの過去 1 ヶ月間（2019 年 10 月 15 日から同年 11 月 11 日まで）の終値の単純平均値 2,081 円に対して 28.30%、同日までの過去 3 ヶ月間（2019 年 8 月 13 日から同年 11 月 11 日まで）の終値の単純平均値 1,876 円に対して 42.32%、同日までの過去 6 ヶ月間（2019 年 5 月 13 日から同年 11 月 11 日まで）の終値の単純平均値 1,924 円に対して 38.77%のプレミアムがそれぞれ加算されており、親会社による連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 本公開買付価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv) 本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社と東芝との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には大和証券による当社普通株式の株式価値に係る算定結果の内容及び特別委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、2019 年 11 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

その後、当社は、2019 年 12 月 26 日、東芝より、本公開買付けに対して当社普通株式 44,240,641 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、東芝は、2020 年 1 月 7 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、所有割合が 90%以上となり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、東芝より、2020 年 1 月 8 日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環

として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、2020年1月8日開催の当社の取締役会において、(a)本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、2019年11月13日開催の取締役会において、審議に参加した当社の取締役の全員一致で決議したとおり、当社が本取引により東芝の完全子会社となること、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b)株式売渡対価は、本公開買付価格と同一であり、本公開買付価格の決定に際しては、本答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c)東芝は、株式売渡対価を、東芝が保有する現預金により支払うことを予定しているところ、東芝の本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された東芝の預金残高証明書を確認した結果、2019年11月12日時点で東芝が株式売渡対価の支払のための資金に相当する銀行預金を有していること、また、東芝によれば、同日以降、株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識されていないとのことから、東芝による株式売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d)株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e)本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f)特別委員会が、株式売渡対価による本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していることがそれぞれ認められると判断し、取締役全員の一致で、当社を東芝の完全子会社とすることを目的とする本取引を進めるべく、東芝からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、当社取締役会の審議及び決議に参加した取締役のうち6名（原園浩一、北林雅之、塩月浩司、内野一博、多田信之及び田中美勝）並びに当社取締役会の審議に参加した監査役のうち1名（藪智彦）は、過去に東芝の役職員の地位にあった者ですが、いずれの取締役及び監査役も東芝の役職員を兼務しておらず、東芝から指示を受ける立場にはありません。また、当社は、2019年9月上旬の東芝からの申し入れを契機として、速やかに当社社外取締役2名及び社外監査役1名から構成される当社から独立した特別委員会を設置し、東芝との間の本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき特別委員会に適時に報告し、また、特別委員会との間で随時方針等を協議しつつ東芝との協議・交渉を進めており、特別委員会が当社における本取引の検討及び交渉の過程において有効に機能しているものと考えております。そのため、過去、東芝の役職員の地位にあった上記の取締役6名及び監査役1名は、東芝から当社への転籍の時期にかかわらず、当社取締役会の審議又は決議から除外されなければ手続の公正性が害されると考えるべきほどの利害関係はないものと判断しております。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、株式売渡対価は本公開買付価格と同一であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得していません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、本株式売渡請求の承認により、当社普通株式は東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2020年1月26日まで整理銘柄に指定された後、2020年1月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、東芝が、当社普通株式 48,574,456 株（所有割合:49.87%）を所有し、また、東芝の完全子会社である東芝保険サービス株式会社を通じて間接的に所有する当社普通株式 1,600,929 株（所有割合:1.64%）と合わせると、当社普通株式 50,175,385 株（所有割合:51.51%）を所有しており、当社を連結子会社とし当社の支配株主であったことに鑑み、当社及び東芝は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下の措置を実施いたしました。

① 東芝における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

東芝は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、東芝及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に当社普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。当該株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①公開買付けにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び東芝から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して、当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、大和証券は、当社及び東芝の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

当該株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2019年9月11日、当社社外取締役である和田希志子氏（ふじ合同法律事務所 弁護士）及び横山良和氏（横山良和公認会計事務所 公認会計士）、当社社外監査役である石井崇氏（大江橋法律事務所 弁護士）の3名から構成される特別委員会を設置し（なお、当社は特別委員会の委員は設置当初からこの3名を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、特別委員会の委員の報酬は、委員会の業務に係る稼働時間に一定の時間単価を乗じた金額を基礎として算出された固定金額とする予定であり、成功報酬は採用していません。）、特別委員会に対し、(i) 本公開買付けを含む本取引の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含みます。）、(ii) 本取引の条件の公正性が確保されているか、(iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iv) 上記(i)乃至(iii)のほか、本取引（下記(v)の決議を当社が行うこと自体も含みます。）は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか、及び(v) 本公開買付けに関して当社取締役会が賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことの是非（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを囑託いたしました。

た。また、本諮問事項の検討に際し、特別委員会は当社及び東芝から独立した独自の第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を選任するとともに、当社及び東芝から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして西田法律事務所を選任しております。

特別委員会は、2019年9月11日より同年11月12日までの間に合計9回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、かかる検討にあたり、当社、東芝及び大和証券から提出された資料を検討し、当社、大和証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所との質疑を行っております。また、東芝からは、本取引の目的、本公開買付価格に対する考え方、本件実施により発生するシナジー及びディスシナジーに対する対応方法等についての説明を受け、質疑応答を行っております。さらに、特別委員会は、大和証券及びプルータスから当社の株式価値算定等についての説明を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び西田法律事務所から、本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けており、本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。また、特別委員会は、当社から、東芝と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、特別委員会を都度開催して方針等を協議し、本公開買付価格につき、東芝から2,670円という最終的な提案を受けるに至るまで、複数回に亘り当社との間で協議を行い当社に意見する等して、東芝との交渉過程に関与しております。

以上の経緯で、特別委員会は、2019年11月12日に、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

ア 本諮問事項 (i) 本取引の目的の合理性

東芝は、東芝が当社を完全子会社化することは、親子上場に伴う親会社と少数株主の将来的な利益相反の可能性の回避、顧客基盤、事業基盤、財務基盤等の経営資源の制限のない相互活用、並びに当社を含む東芝グループの経営戦略における意思決定の柔軟化・迅速化の向上に資するものであり、当社を含む東芝グループ全体の企業価値向上のために極めて有益であるとの結論に至ったとのことである。具体的には、東芝グループが、以下のとおり営業・技術・品質・生産等あらゆる分野で当社との協力関係を強化することで、お互いの企業価値の向上を図っていきたいと考えているとのことである。

(a) 当社グループが主契約者となる海外中小火力事業において、東芝グループの保有する海外拠点や技術などの経営資源活用により利益率を改善し、さらには、当社グループの既存顧客に対するサービス事業及び未進出市場における新規受注を獲得

(b) 当社グループが主契約者となる火力事業において、東芝グループのプロジェクトマネジメント及びリスクマネジメントに関する知見を共有し、プロジェクト遅延等のリスクを低減させ、追加コスト発生を未然に防止

(c) 機能分担事業において、東芝グループと当社グループが横断的かつ一貫してプロジェクトマネジメントを行うことにより、利益率を改善（例：工事工程短縮、エンジニアリング効率化、受発注インターフェース改善）

(d) 東芝グループ及び当社グループの水力事業を一体化することによりコスト低減を実現

(e) 東芝グループのエネルギーマネジメント技術や発電事業に関する知見等を活用し、当社グループにおける新規事業の立上げを支援（例：工業団地向けエネルギーマネジメント事業、発電事業）

(f) 事業継続に不可欠な人材育成において、東芝グループと当社グループで中長期的な視点をもって採用・育成を実現

さらには、今後の事業環境の変化をチャンスとして確実に捉え、今後の発展に寄与する設備投資や研究開発を、中長期の視点から戦略的に行う必要があると考えているとのことである。

以上の説明は、特別委員会に提出された資料及び意見聴取の結果に符合するものである

ことから、本取引は、当社を含む東芝グループの企業価値の向上を目的として行われるものであり、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

イ 本諮問事項 (ii) 本取引の条件の公正性

特別委員会に提出された資料及び質疑応答の結果に基づけば、(ア) 当社及び東芝から独立した第三者算定機関である大和証券による当社普通株式の株式価値評価を踏まえると、本公開買付価格は、市場株価法の算定結果の上限値を超え、かつ、DCF法の算定結果の範囲内であること、大和証券の株式価値評価に用いられた算定方法等についても特に不合理な点は認められないこと、加えて、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前々営業日である2019年11月11日の当社普通株式の東京証券取引所市場第一部における終値2,103円に対して、26.96%、2019年11月11日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値2,081円に対して28.30%、2019年11月11日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,876円に対して42.32%、2019年11月11日までの直近6ヶ月の終値単純平均値1,924円に対して38.77%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっているとのことであり、かかるプレミアム水準は、国内上場企業の完全子会社化を目的とした公開買付けの事例といった、近時の本取引と類似の取引事例におけるプレミアム水準に照らしても、不合理な水準とは認められないことからすれば、本公開買付価格の水準は、我が国における過去の上場会社の非公開化を目的とする同種事案の裁判例に照らして、公正と判断される可能性が高いと考えられること、(イ) 本公開買付価格は、本取引に係る独立当事者間の交渉の結果を踏まえて決定されたものと認められること、(ウ) 本公開買付けに応募しなかった当社の少数株主には、本公開買付けの後に実施される予定の完全子会社化手続において、最終的には金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定であることがプレスリリース等で明示されること、(エ) 特別委員会が独自に選任した、当社及び東芝から独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーであるプルータスによる当社普通株式の株式価値評価を踏まえても、本公開買付価格は、類似会社比較法及び市場株価法の算定結果の上限値を超え、かつ、DCF法の算定結果の範囲内であり、プルータスの株式価値算定に用いられた算定方法等についても特に不合理な点は認められないこと、加えて、プルータスからは、本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していることからすれば、本取引の条件の公正性は確保されているものと判断するに至った。

ウ 本諮問事項 (iii) 本取引の手続の公正性

特別委員会に提出された資料及び質疑応答の結果に基づけば、(ア) 当社は、当社及び東芝から独立した第三者算定機関である大和証券及びリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値向上の観点から、本公開買付価格を始めとする本公開買付けの条件の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行なっていること、(イ) 当社は、本公開買付価格について、真摯な協議・交渉を東芝との間で複数回に亘って行なっていること、(ウ) 当社を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者が含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、当社が、東芝側(東芝の出身者も含みます。)より、不当な影響を受けたことを推認させる事実は存在しないことを踏まえると、本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると判断するに至った。

エ 本諮問事項 (iv) 本取引(当社が賛同意見表明及び応募推奨の決議を行うこと自体も含む。)が当社の少数株主にとって不利益なものでないかどうか

ア乃至ウの事情に加えて、(ア) 本公開買付けに関して、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社普通株式について東芝以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保する趣旨で、本公開買付けにおける買付け等の期間が法令に定められた最短期間(20営業

日)よりも長期(30営業日)に設定される予定であること、及び、(イ)東芝と当社とは、東芝以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行なっておらず、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮していることを踏まえ、本取引が当社の少数株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、本株式売渡請求への承認又は株式併合の方法による当社完全子会社化手続を含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断するに至った。

オ 本諮問事項(v)賛同意見表明及び応募推奨の決議を行うことの是非

以上を踏まえて、当社の取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは少数株主にとって不利益なものではない。

④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書・意見書の取得

特別委員会は、本諮問事項の検討に際し、当社及び東芝から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーであるプルータスに対して、当社普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、プルータスは、当社及び東芝の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当該株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書・意見書の取得」をご参照ください。

⑤ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

特別委員会は、当社及び東芝から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして西田法律事務所を選任し、特別委員会における本諮問事項に関する検討及び審議に関する法的助言を受けております。

⑥ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び東芝から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、当社算定書の内容、特別委員会から入手した本答申書、東芝との間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、東芝による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり、2019年11月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしております。

上記の当社取締役会決議は、当社の取締役11名中、全ての取締役(うち社外取締役2名)が審議に参加し、審議に参加した取締役の全員の一致により、決議されております。また、当該取締役会には、当社の監査役4名中、全ての監査役(うち社外監査役2名)が出席し、いずれも、当社が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること及び当社普通株式について本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見

を述べております。

当社取締役会の審議及び決議に参加した取締役のうち6名（原園浩一、北林雅之、塩月浩司、内野一博、多田信之及び田中美勝）並びに当社取締役会の審議に参加した監査役のうち1名（藪智彦）は、過去に東芝の役職員の地位にあった者ですが、いずれの取締役及び監査役も東芝の役職員を兼務しておらず、東芝から指示を受ける立場にはありません。また、当社は、2019年9月上旬の東芝からの申し入れを契機として、速やかに当社社外取締役2名及び社外監査役1名から構成される当社から独立した特別委員会を設置し、東芝との間の本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき特別委員会に適時に報告し、また、特別委員会との間で随時方針等を協議しつつ東芝との協議・交渉を進めており、特別委員会が当社における本取引の検討及び交渉の過程において有効に機能しているものと考えております。そのため、過去、東芝の役職員の地位にあった上記の取締役6名及び監査役1名は、東芝から当社への転籍の時期にかかわらず、当社取締役会の審議又は決議から除外されなければ手続の公正性が害されると考えるべきほどの利害関係はないものと判断しております。

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

東芝は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、東芝は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しております。東芝は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社普通株式について東芝以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

なお、東芝は、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてかかる買付予定数の下限は設定しておりませんが、東芝及び当社において上記の措置を講じていることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

4. 今後の見通し

本売渡請求後における当社の経営体制等については、今後、東芝及び当社との間で協議・検討していく予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

東芝は、当社の支配株主（親会社）であるため、本公開買付けを含む本取引は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。コーポレート・ガバナンス報告書で示している「I 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本公開買付けを含む本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社及び東芝から独立した特別委員会から、2019年11月12日付で、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断することには合理性があると考える旨を内容とする本答申書を入手しております。

以 上